

各位

水戸証券株式会社

水戸ファンドラップ 資産承継特約「相続時受取人指定サービス」 取扱開始について

水戸証券株式会社(以下、「当社」といいます。)は、2022年4月1日より、「水戸ファンドラップ」の新たなサービスとして、資産承継特約「相続時受取人指定サービス」(以下、「本サービス」といいます。)の取り扱いを開始いたしましたので、お知らせします。

本サービスは、水戸ファンドラップで運用を行っている資産を対象として、水戸ファンドラップをご契約いただいているお客さま(以下、「お客さま」といいます。)がその資産をお渡ししたいご家族(以下、「受取人」といいます。)をあらかじめご指定いただくことにより、お客さまに万が一のことがあった場合に、受取人が簡単な手続きで資産承継できるサービスです。また、本サービスのお申込みには新たにご契約が必要となりますが、水戸ファンドラップの特約として追加費用のご負担なしでご利用いただけます。

当社は、本サービスを通じてお客さまの資産運用のニーズにお応えするとともに、その資産をお客さまの大切なご家族に“つなぐ”想いをサポートしてまいります。

当社は、今後もお客さまの資産形成をサポートしライフプランの実現に貢献できるよう努めてまいります。

【サービスの流れ】

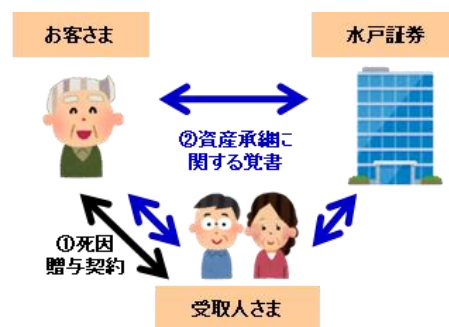
<ご契約時>

①死因贈与契約の締結

お客さまと受取人さまの間で、相続時に効力が発生する死因贈与契約を締結します。

②資産承継に関する覚書の締結

お客さま、受取人さま、当社の三者間で、資産承継に関する覚書を締結します。



<相続が発生した場合>

①水戸ファンドラップ投資一任契約は終了となります。

②受取人さまが当社へ所定のお手続きを行っていただくことで、水戸ファンドラップの換金されたご資金を、当社の受取人さまご名義の証券総合口座へ振り替えます。



サービスの詳しい内容等につきましては、営業部店までお問合せください。

以上